

令和 7 年陸別町議会 6 月定例会会議録（第 1 号）						
招 集 の 場 所	陸 別 町 役 場 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	令和 7 年 6 月 3 日 午前10時00分			議 長	久 保 広 幸
	閉会	令和 7 年 6 月 3 日 午前10時58分			議 長	久 保 広 幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
出席 7 人	1	濱 田 正 志	○			
欠席 0 人	2	三 輪 隼 平	○			
凡例	3	渡 辺 三 義	○			
○ 出席を示す	4	工 藤 哲 男	○			
▲ 欠席を示す	5	中 村 佳 代 子	○			
× 不応招を示す	6	谷 郁 司	○			
▲○ 公務欠席を示す	8	久 保 広 幸	○			
会議録署名議員	中 村 佳 代 子		谷 郁 司			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 					

◎議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議 案 第 3 5 号	財産の取得について
4	議 案 第 3 6 号	令和 7 年度陸別町一般会計補正予算（第 1 号）
5	議 案 第 3 7 号	令和 7 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）
6	議 案 第 3 8 号	令和 7 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）
7	議 案 第 3 9 号	令和 7 年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
8	議 案 第 4 0 号	令和 7 年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
9	議 案 第 4 1 号	令和 7 年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時00分

○事務局長（請川義浩君） 御起立願います。おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

お座りください。

◎開会宣告

○議長（久保広幸君） ただいまから、令和7年陸別町議会6月定例会を開会します。

◎諸般の報告

○議長（久保広幸君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○議長（久保広幸君） 町長から、行政報告の申出があります。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 5月7日、第2回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしております書面のとおりの内容であります。書面のほか、口頭で1件、御報告申し上げます。

農作物の生育状況です。

令和7年5月31日現在の十勝農業改良普及センター東北部支所及び北海道糖業株式会社本別事業所調べによる農作物の生育状況について報告します。

本年の気象経過ですが、4月の気温は平年より高い日が多くありましたが日照時間は大幅に少なく、また降水量はおよそ平年2倍となっております。5月の気温、日照時間は平年並みとなり、降水量については少なくなっております。

次に、各農作物の状況ですが、牧草の萌芽期は平年より4日遅れの4月19日でした。5月31日現在の草丈は48センチと平年の50センチに比べ生育は1日遅れています。1番牧草の収穫は、6月中旬から始まる予定で、平年並みの刈り始めとなり、収量も平年並みが見込まれます。

飼料用トウモロコシは春からの天候不順により、播種作業が平年より2日遅れで終わっております。

てん菜については、作付予定面積が26.57ヘクタールで、うち直播は17.74ヘクタールとなっております。

本年は4月中旬から断続的な降雨により、圃場で作業できる日が平年と比べると少なく、直播播種定植作業は大きく遅れております。

直播の播種作業は、昨年より12日遅れの5月15日に開始、5月16日に終了。定植作業も昨年より7日遅れの5月19日に開始、5月21日に終了しております。なお、冬季間の小雪の影響で土壌凍結が例年より深く、農作物全般において生育に影響が出ております。

以上が農作物の生育状況でございます。

なお、お手元にお配りしております事業業務工事等発注一覧表につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

◎教育関係行政報告

○議長（久保広幸君） 次に、教育長から、教育関係行政報告の申出があります。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君）〔登壇〕 陸別町議会3月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告につきましては書面のとおりであります、口頭で2件報告いたします。

1件目は、令和7年5月1日現在の児童生徒数について報告いたします。

陸別小学校は、8学級で、普通学級が5学級、特別支援学級が3学級であり、児童数は64人です。内訳は、1学年は15人で、うち特別支援学級在籍は2人です。二、三学年は複式学級となり、2学年は6人、3学年は8人で計14人となります。4学年は14人で、うち特別支援学級在籍は1人です。5学年は15人で、うち特別支援学級在籍は1人です。6学年は6人で、うち特別支援学級在籍は1人です。

陸別中学校は5学級で、普通学級が3学級、特別支援学級が2学級であり、生徒数は53人です。内訳は、1学年は17人。2学年は21人で、うち特別支援学級在籍は3人です。3学年は15人です。

以上が、児童生徒数であります。

2件目は、令和7年3月に卒業しました陸別中学校の卒業生の進路状況について報告い

たします。

卒業生は16人で、15人全員が高等学校等に進学、1人が就職であります。進学先の内訳につきましては、帯広市内が2人、帯広市以外の十勝管内が6人、北見市内が2人、管外が3人、通信制高等学校が2人であります。

以上が、進路状況であります。

今後も、円滑な教育活動が行われるよう進めてまいります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○議長（久保広幸君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告に係る一般質問の通告は、本日午後5時までに提出してください。

◎開議宣告

○議長（久保広幸君） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保広幸君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、5番中村議員、6番谷議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（久保広幸君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

本件については、5月30日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

三輪委員長。

○2番（三輪隼平君）〔登壇〕 令和7年陸別町議会6月定例会の運営について、5月30日に開催しました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について報告いたします。

今定例会において、町長から事前に配付のありました議案は、財産の取得1件、補正予算6会計の合わせて7件であります。

議会関係では、一般質問3名、意見書案1件、発議案1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容などを総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から6月6日までの4日間とし、6月4日は休会、6月6日を予備の日とすることに決定いたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から提案理由が同

一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。

よって、議案第36号から第41号までの令和7年各会計補正予算については、提案理由の説明を一括して受けることといたしました。

なお、従前同様、質疑、討論、採決は各議案ごとに行うことにいたしましたので、御了承願います。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（久保広幸君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月6日までの4日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月6日までの4日間とすることに決定しました。

次に、お諮りします。

一括議題等会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

次に、お諮りします。

諸般の事情のため、6月4日は特別の事情が生じない限り休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、6月4日は休会とすることに決定しました。

◎日程第3 議案第35号財産の取得について

○議長（久保広幸君） 日程第3 議案第35号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第35号財産の取得についてですが、令和7年5月14日執行の陸別小中学校教職員校務端末購入に係る財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるも

のであります。

内容につきましては、副町長に説明させたいと思いますので御審議のほどよろしく願
いいたします。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 議案第 35 号財産の取得について説明いたします。

財産の区分、陸別小中学校教職員校務端末。

財産の規格・数量、シンククライアント端末一式。

財産取得予定価格、1,870 万円に防災資機材の譲渡に関する条例第 5 条第 1 項に定
める利子を加えた額。

財産取得の相手方、札幌市中央区北 4 条西 6 丁目、北海道市町村備荒資金組合、組合長
棚野孝夫であります。

教職員校務端末の更新でありまして、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業
によるものでございます。

内容はパソコン 16 台、サーバー、ネットワーク機器、ソフトウェアライセンスなど一
式でございます。

5 月 14 日に備荒資金組合の委任を受けて、町内 4 社による指名競争入札を執行して
おります。落札率につきましては、99.0%でございます。

納期につきましては、本日議決していただきましたならば、本契約を締結しまして、令
和 7 年 12 月 26 日まででございます。

以上で説明を終わります。今後、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよ
ろしく願います。

○議長（久保広幸君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 35 号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 36 号令和 7 年度陸別町一般会計補正予算（第 1 号）

◎日程第 5 議案第 37 号令和 7 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会

計補正予算（第１号）

◎日程第６ 議案第３８号令和７年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）

◎日程第７ 議案第３９号令和７年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

◎日程第８ 議案第４０号令和７年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

◎日程第９ 議案第４１号令和７年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（久保広幸君） 日程第４ 議案第３６号令和７年度陸別町一般会計補正予算（第１号）から日程第９ 議案第４１号令和７年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第１号）まで、６件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

本田町長。

○町長（本田 学君）〔登壇〕 議案第３６号令和７年度陸別町一般会計補正予算（第１号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ７,４６１万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ５０億３,６８９万円とするものであります。

続きまして、議案第３７号令和７年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第１号ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３４万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３億４,５５６万９,０００円とするものであります。

続きまして、議案第３８号令和７年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第１号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ６２１万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３億３,９１７万１,０００円とするものであります。

続きまして、議案第３９号令和７年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ５,３８９万３,０００円とするものであります。

続きまして、議案第４０号令和７年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第１号）ですが、予算第３条に定めた収益的支出の予定額を、簡易水道事業費用から９万８,０００円を減額し、１億５,０２５万円とするものであります。

続きまして、議案第４１号令和７年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第１号）ですが、予算第３条に定めた収益的支出の予定額を、下水道事業費用に１０万３,０００円を追加し、１億３,６９９万８,０００円とするものであります。

以上、議案第36号から議案第41号まで6件を一括提案いたします。

内容につきましては副町長に説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） それでは、議案第36号から議案第41号まで一括で説明させていただきます。

初めに各会計、各科目に係る共通事項でございますが、今回の補正予算のうち、2節の給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費につきましては、人事異動、また退職手当組合及び共済費の率の改正、また退職手当組合の精算分などによるもの、また当初予算計上の人件費の誤りの更正なども補正理由でございます。

それでは、議案第36号から説明を始めます。

議案書1ページをお開きください。

議案第36号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条地方債の補正は、第2表地方債補正による。

事項別明細書、歳出から説明しますので8ページをお開きください。

1款議会費1項1目議会費、2節給料8,000円から4節共済費マイナス38万1,000円までは、人事異動等によるもの及び当初予算計上誤り分の更正でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、2節給料マイナス188万4,000円から9ページの4節共済費マイナス154万9,000円まで、人事異動等によるものでございます。

8節旅費、特別旅費20万2,000円は、新採用職員の赴任旅費2名分でございます。

9節交際費、陸別町交際費100万円は、名誉町民への弔慰金でございます。

18節負担金補助及び交付金、十勝町村会等負担金8万2,000円は確定によるものでございます。

10ページ5目財産管理費、14節工事請負費、こちらは役場庁舎のLED改修工事6,919万円でございます。資料ナンバー1でございます。工事箇所は庁舎全部でございますが、既に完了している箇所、トイレ、議場、また専門性が高く別発注している箇所、タウンホールを除いております。

24節積立金、積立金合計142万円ですが、それぞれの内訳は、ふるさと整備基金積立金4万円、ふるさと納税4件分です。いきいき産業支援基金積立金4万2,000円、ふるさと納税3件分。ふるさと銀河線跡地活用等振興基金積立金3万1,000円、ふるさと納税3件分。町有林整備基金積立金3万円、ふるさと納税1件分。地域福祉基金積立

金 7 万 5,000 円、ふるさと納税 5 件、5 万 5,000 円、指定寄付金 1 件、2 万円。給食センター管理運営基金積立金 3 万 3,000 円、ふるさと納税 3 件分。スポーツ振興基金積立金 1 万円、ふるさと納税 1 件分。地球温暖化対策基金積立金 115 万 9,000 円、ふるさと納税 10 件、指定寄付金 2 件でございます。

9 目交通安全対策費 18 節負担金補助及び交付金、交通安全指導員会交付金 14 万 7,000 円、交通安全指導員がこのたび新しく委嘱されたため制服を整備するものでございます。

11 目交流センター管理費 17 節備品購入費、管理用備品 130 万 8,000 円は、物産館の冷凍ショーケースの故障により更新するものでございます。現有の機器は平成 21 年度購入しており、老朽化のため修理不能でございます。

12 目銀河の森管理費、3 節職員手当等 22 万 9,000 円、4 節共済費マイナス 18 万 1,000 円、いずれも人事異動等によるものでございます。

11 ページ、14 目緊急支援給付金事業費 18 節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会 14 万 3,000 円、令和 6 年に実施しております定額減税給付事業に係る不足額給付に係る対象者を確定するためのシステム改修費、対象者を絞り込むためのものでございます。同額の国庫補助を歳入で計上しております。

2 項徴税費 1 目税務総務費 3 節職員手当等 9 万 5,000 円、4 節共済費マイナス 20 万 4,000 円、人事異動等によるものでございます。

12 ページ、3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、2 節給料 347 万 7,000 円から 4 節共済費 105 万 6,000 円まで、いずれも人事異動等によるものであります。

13 ページ、4 項選挙費 1 目選挙管理委員会費 3 節職員手当等 7 万 8,000 円から 4 節共済費 7,000 円まで、いずれも人事異動等によるものであります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 2 節給料 311 万 5,000 円から 4 節共済費 48 万 9,000 円までは、いずれも人事異動等によるものです。

2 項児童福祉費 2 目児童福祉施設費 2 節給料マイナス 329 万 2,000 円から 4 節共済費マイナス 87 万 9,000 円までは、いずれも人事異動等によるものでございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費 2 節給料マイナス 980 万 2,000 円から、4 節共済費マイナス 326 万 6,000 円まではいずれも人事異動等によるものでございます。

16 ページ、3 目予防費 18 節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 83 万 6,000 円。こちらは導入済みの健康カルテシステムのマイナンバー情報連携のため、副本連携改修に係るシステム改修が必要となったものでございます。対象経費の 3 分の 2 が国庫補助金で計上しております。

5 目診療所費 27 節繰出金、診療所会計の繰出金 621 万 9,000 円、特別会計で説明いたしますが、主に診療所会計の人権費相当分の補正でございます。

2 項清掃費 2 目塵芥処理費 10 節需用費、修繕費 22 万 8,000 円、塵芥収集用パッ

カー車のクラッチ等に不具合があり修繕するものでございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費 2 節給料 1 万 3,000 円から 4 節共済費 1 2 万円までは、いずれも人事異動等によるものであります。

1 7 ページ、2 目農業総務費 2 節給料 5 4 7 万 2,000 円から 4 節共済費 8 1 万 6,000 円まで、いずれも人事異動等によるものであります。

1 8 ページ、4 目畜産業費 1 8 節負担金補助及び交付金、家畜防疫事業 8,000 円、令和 6 年度の家畜防疫事業の基金の精算分であり、3 分の 1 を町で負担することとなります。

8 目農畜産物加工研修センター管理費 3 節職員手当等 1 4 万 9,000 円から 4 節共済費マイナス 1 3 万 9,000 円まで、いずれも人事異動等によるものであります。

1 9 ページ、7 款商工費 1 項商工費 1 目商工総務費 2 節給料マイナス 3 1 9 万 8,000 円から 4 節共済費マイナス 1 6 万 8,000 円まで、いずれも人事異動等によるものです。

2 0 ページ、8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費 2 節給料 7 万 5,000 円から 4 節共済費マイナス 2 3 万 1,000 円まで、いずれも人事異動等によるものです。

2 1 ページ、1 0 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費 2 節給料マイナス 5 1 3 万 9,000 円から 4 節共済費マイナス 1 9 0 万 5,000 円まで、いずれも人事異動等によるものです。

5 項保健体育費 3 目学校給食費 3 節職員手当等 2 3 万 3,000 円から 4 節共済費マイナス 1 8 万円まで、いずれも人事異動等によるものです。

2 3 ページから 2 7 ページにかけて給与費明細書を付けてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で歳出を終わりました、6 ページ歳入をお開きください。

1 0 款地方交付税 1 項 1 目 1 節地方交付税、普通地方交付税 9 5 9 万 3,000 円、歳入歳出の財源調整分で計上しております。これにより、令和 6 年度の普通交付税の確定額 2 1 億 5,300 万 7,000 円でございますが、これと同額と見込んだ場合、留保分は 1 億 1,018 万 4,000 円となります。

1 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費補助金 1 節総務管理費補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1 4 万 3,000 円システム改修分です。

3 目衛生費補助金 1 節保健衛生費補助金、マイナンバー情報連携体制整備事業補助金 5 万 7,000 円、こちらもシステム改修分です。

1 7 款寄附金 1 項寄附金 2 目指定寄附金、寄附金総額 1 4 2 万円の計上でございます。1 節総務費寄附金 1 0 万 1,000 円から 5 節衛生費寄附金 1 1 5 万 9,000 円まで、ふるさと納税分その他の指定寄附金であり、各基金への積立でございます。内訳については歳出の説明と重複いたしますので省略させていただきます。

7 ページ、2 1 款 1 項町債 1 目 1 節総務債、過疎地域持続的発展特別事業 7 0 万円で

す。当初予算見込みの確定により増加したものでございます。

その次、庁舎LED改修事業6,220万円。こちらは、歳出で説明しました庁舎LED化工事分でございます。脱炭素推進事業債を利用します。

以上で、歳入を終わりました4ページを御覧ください。

第2表、地方債補正変更であります。

4ページの中段、一般単独事業（脱炭素推進事業）庁舎改修事業、補正後の限度額6,220万円。過疎対策事業、過疎地域持続的発展特別事業、限度額5,900万円から補正後の限度額5,970万円と、70万円の増額変更となります。

以上で議案第36号の説明を終了しまして、続いて議案第37号の説明に移ります。

議案書1ページを御覧ください。

令和7年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

5ページの歳出をお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金34万1,000円。こちらは、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費でございまして、全額の国庫補助となります。

続いて4ページ歳入を御覧ください。

2款国庫支出金1項国庫補助金3目1節子ども・子育て支援事業費補助金34万1,000円、こちら歳出で説明しましたが、令和8年度からの医療保険料に合わせて拠出される子ども・子育て支援金でございます。

以上で議案第37号の説明を終了し、続いて議案第38号を説明します。

議案書1ページを御覧ください。

令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

5ページの歳出をお開きください。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費2節給料320万8,000円から4節共済費マイナス85万7,000円までは、いずれも人事異動等によるものでございます。

6ページから9ページにかけて給与費明細書をつけてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

続いて4ページ歳入を御覧ください。

4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金財政対策分621万9,000円、歳入歳出の調整分として繰入金の増となります。

以上で議案第38号の説明を終了しまして、続いて議案第39号を説明します。

議案書1ページを御覧ください。

令和7年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

5ページ歳出をお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節負担金補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金33万円、こちら国保会計でも説明しました、子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費で、全額国庫補助となります。

続いて4ページ歳入を御覧ください。

7款国庫支出金1項国庫補助金1目1節子ども・子育て支援事業費補助金33万円。

以上で議案第39号の説明を終了し、続いて議案第40号を説明いたします。

1ページを御覧ください。

議案第40号令和7年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条令和7年度陸別町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

収益的支出の補正、第2条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款簡易水道事業費用第1項営業費用、補正額マイナス9万8,000円、補正後の額1億4,516万7,000円とし、補正後の1款の支出合計額を1億5,025万円とする。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第3条予算第8条に定めた経費の予定額を、次のとおり補正する。

職員給与費、補正額マイナス9万8,000円、補正後の額972万9,000円とする。

補正予算の明細書で説明しますので、8ページを御覧ください。

1款簡易水道事業費用1項営業費用3目総係費、給料11万8,000円から法定福利費マイナス12万2,000円までは、いずれも人事異動等によるものであります。

ただいまの補正予算明細書の説明でございますが、8ページと言いましたが、6ページでございます。誠に申し訳ございませんでした。

続いて2ページは補正予算実施計画、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページが給与費明細書、5ページが予定貸借対照表となりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で議案第40号の説明を終了し、続いて議案第41号を説明いたします。

1ページを御覧ください。

議案第41号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条令和7年度陸別町公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正、第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款下水道事業費用第1項営業費用、補正額10万3,000円、補正後の額1億3,266万1,000円とし、補正後の1款支出合計額を1億3,699万8,000円とする。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第3条、予算第8条に定めた経費の予定額を次のとおり補正する。

職員給与費、補正額10万3,000円、補正後の額559万2,000円とする。

補正予算の明細書で説明します。6ページを御覧ください。

1款下水道事業費用1項営業費用4目総係費、手当9万4,000円から法定福利費8,000円までは、いずれも人事異動等によるものでございます。

2ページは補正予算実施計画、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページが給与費明細書、5ページが予定貸借対照表となりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で議案第36号から議案第41号の説明を終わります。

以後御質問によってお答えしてまいりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保広幸君） これから、議案第36号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

第1条歳入歳出予算の補正のうち歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、8ページからを参照してください。

1款議会費8ページから、2款総務費13ページ上段まで。

質疑ありませんか。

4番工藤議員。

○4番（工藤哲男君） それでは質問したいと思います。10ページになります。

2款1項5目14節の工事請負費について質問いたします。

LED改修の6,919万円に関して伺います。

金額が大きいということでもありますので、これについては昨年度からの見積もり確定による補正予算であるというふうに思いますが、白熱蛍光灯からLEDの照明に改修したということは小電力化と長寿命化、それと環境への配慮により多くのメリットが考えられます。また、電気料の削減にもつながるものであるというふうに考えます。

反対にデメリットについては初期コストが高いということが考えられますが、そこで今回の改修で電気料として実績から見て何%ぐらいの削減につながり、金額にして幾らの電気料の削減が見込まれるのか、まず一つ伺いたいと思います。

また、今後改修が多くなる町の施設のＬＥＤ改修、町の施設以外でも質問いたしますけれども、それがあのかどうか伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） まず一点目の御質問であります、庁舎の改修でＬＥＤ化したことによってどの程度の省エネ効果があるのか、削減率あるいは金額といったところの御質問だと思います。

削減率につきましてはいろいろな試算がありますが、一つ環境省が出しているものによりますと、省エネタイプの蛍光灯シーリングライトからＬＥＤの照明に変更した場合、おおむね５０％程度、省エネ効果があると言われております。また、古いタイプの白熱電球といわれるものでありますと８０％削減効果があると言われております。また、古いタイプの蛍光灯であっても７０％程度の効果があります。

この使用している電球だったり蛍光灯、器具によって削減率というのは変わりますが、今回の庁舎の改修工事をトータルで、およその金額になってしまうのですが、年間で電気料１１０万円から１３０万円の間ぐらいでなかろうかと試算をしております。

なお、参考までに令和６年度の庁舎の電気料は、年間でおおよそ５７０万円ほどかかっております。この５７０万円のうち、照明以外の部分、動力に使われる部分も当然ございます。ボイラーであったり、コンピュータ機器であったりといった、その動力の部分がどの程度あるのかという詳しいデータは持ち合わせておりませんが、恐らくその照明の部分は５７０万円の５割ほどは照明に使われていると仮定した場合、電気料２８０万円ほどになりますから、そこから１１０万円ないし１３０万円程度削減できるのではないかと試算をしております。削減率としましては、照明部分で５０％から６０％程度を見込んでおります。

また、参考までにＣＯ_２の削減というのもございまして、電気量だけではなく、ＣＯ_２の排出量につきましても削減効果が見込まれております。こちらは、これも推計ではございますが年間おおよそ２０トン程度削減できるのではないかと考えているところであります。

以上です。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 今後の公共施設の関係でございますが、今年度、様々な公共施設等もやっておりますが、まだまだ町内には交換していない公共施設があります。

その基準でございますが、施設の老朽化、そこを交換して効果があるか、電気料の大きいところ、またその施設の使用頻度などを勘案しまして、なおかつ有利な補助金が取れるタイミング、また有利な起債を利用できるなどの財源とも合わせまして、当然町内で全部では終わっておりませんが、計画的に推進する予定でございます。

○議長（久保広幸君） ４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） 削減率５０％から６０％を削減できるということで、かなり効果

があるというふうに思います。まず公民館に関してＬＥＤ化、これは今後考えられるものかどうなのか。

また、地域の会館、恐らく各町内会の持っているもの、また町の施設であるものがあると思うのですが、そこについてはＬＥＤ化に対して助成は考えておられるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 今村副町長。

○副町長（今村保広君） 公民館等でございますが、公民館等も確かに老朽化がございます、こちらは教育委員会部局と協議しまして、できるだけお金をかけない方法で電球交換で手作業で済むものはＬＥＤ球を交換できるようにして、機器の大幅更新というのは保留している最中でございます。

もう一つございました各会館などのＬＥＤにつきましては、やはり今現在はそこに助成するというようなことはしておりません。

今後については検討課題でございますが、今現在はそのようには考えておりません。

以上であります。

○議長（久保広幸君） ４番工藤議員。

○４番（工藤哲男君） 地域の会館についてはＬＥＤ化にすることによって非常に高い料金がかかるということは間違いありませんので、ぜひ助成の関係も考えていただきたいと思います。思っております。

町内会の財政自体は非常に少子高齢化、また町内会の人数が減っているという中でかなり苦しいと思いますので、ぜひとも助成を考えていただきたいと思います。

○議長（久保広幸君） 本田町長。

○町長（本田 学君） 様々な環境の中にあるのかなと思っています。ＬＥＤだけでなく様々な要望も来ているのも確かですので、総合的に考えていきたいと思っています。

今ここで出すとか出さないという結論は持ち合わせていないので、今後の課題ということで、貴重な御意見ということで聞いておきたいと思っています。

以上です。

○議長（久保広幸君） 他に質疑はありませんか。

６番谷議員。

○６番（谷 郁司君） 先ほど議員の質問した中の工事請負費で１０ページなのですが、この金額的は大々的工事というか改善工事なのですが、これは地元の業者が電気設備はそれなりのライセンスでやるのですけれども、今現在閉店するとか、あるいは縮小して他の業者さんに負わせるという話もあるのですけれども、その辺の工事の請負の見通しは大丈夫なのか。

それからこの工事の期間ですね、いつ頃から取り組んでいつ頃に完成するのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（久保広幸君） 丹崎総務課長。

○総務課長（丹崎秀幸君） ただいまの質問にお答えします。

大規模な工事になるので、その請負のほうは大丈夫かという御心配からの質問だと思いますが、現状ほかにも庁舎以外にもＬＥＤ化の改修工事、当初予算で計上させていただいたものを入札それから契約を進めているところでありまして、特段支障になるような状態ではありませんので、この庁舎改修についても同じように執行できるのかと考えております。

それから工期についての御質問だと思いますが、直接の工期は３か月程度かなというふうに見込んではい入るのですが、少し余裕を持たせての実際には設定になるかと思ひます。これから予算が可決いただいた後に当然設計して発注行為というようない流れになりますので、いずれにしましても年度内、早い段階で完成できるような適切な工期を設定したいと考えております。

以上です。

○議長（久保広幸君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、３款民生費１３ページ下段から、６款農林水産業費１８ページまで。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、７款商工費１９ページから、１０款教育費２２ページまで。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款ごとの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、６ページから７ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で歳入についての質疑を終わります。

次に、第２条地方債の補正について質疑を行います。

４ページから５ページを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。
これから、議案第36号令和7年度陸別町一般会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。
これから、議案第37号令和7年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。
第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。
事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。
これから、議案第37号令和7年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。
これから、議案第38号令和7年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。
第1条歳入歳出予算の補正全般について行います。
事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 38 号令和 7 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 39 号令和 7 年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

第 1 条歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は 4 ページから 5 ページまでを参照してください。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 39 号令和 7 年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 40 号令和 7 年度陸別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

第 1 条総則から第 3 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正全般について行います。

補正予算明細書は6ページを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、議案第40号全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第40号令和7年度陸別町簡易水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第41号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

第1条総則から、第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正全般について行います。

補正予算明細書は6ページを参照してください。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 最後に、議案第41号全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久保広幸君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第41号令和7年度陸別町公共下水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久保広幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（久保広幸君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

散会 午前10時57分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員